

雜 錄

銑鐵及粗鋼の世界生産額 (1926年) (12月30日附在漢堡、來栖總領事報告、海外商報2月4日) 獨逸専門雑誌シエタール、ウンド、アイゼン 1927年第52号(12月29日)に依り世界に於ける過去2年間の銑鐵及粗鋼生産額を見るに下の如し(単位1,000噸)

| 國名 | 銑 鐵 | | 粗 鋼 | | 國名 | 銑 鐵 | | 粗 鋼 | |
|------------|-------|--------------|--------|--------------|----------------------|--------|--------------|--------|--------------|
| | 1926年 | 1927年 (註) | 1926年 | 1927年 (註) | | 1926年 | 1927年 (註) | 1926年 | 1927年 (註) |
| 獨逸(ザールを除く) | 9,644 | 13,000 | 12,342 | 16,300 | 瑞 典 | 456 | 500 | 519 | 500 |
| ザール地域 | 1,625 | 1,790 | 1,737 | 1,900 | 洪 牙 利 | 188 | 200 | 325 | 300 |
| 佛 蘭 西 | 9,432 | 9,300 | 8,386 | 8,250 | 北 米 合 衆 國 | 39,727 | 36,500 | 49,075 | 45,300 |
| 英 吉 利 | 2,481 | 7,400 | 3,728 | 9,500 | 加 奈 陀 | 808 | 750 | 794 | 850 |
| 白 耳 義 | 3,399 | 3,750 | 3,374 | 3,680 | 英 領 印 度 | 900 | 900 | 300 | 300 |
| ルクセンブルグ | 2,512 | 2,700 | 2,244 | 2,450 | 日 本 | 625 | 700 | 1,220 | 1,300 |
| 露 西 亞 | 2,650 | 2,800 | 2,940 | 3,000 | 支 那 | 500 | 300 | 200 | 200 |
| 致 須 國 | 1,088 | 1,300 | 1,575 | 1,700 | 豪 洲 | 445 | 450 | 500 | 500 |
| 伊 太 利 | 513 | 500 | 1,779 | 1,600 | 其 他 | 360 | 270 | 220 | 560 |
| 波 蘭 | 327 | 560 | 790 | 1,160 | 計 | 78,500 | 84,600 | 93,100 | 100,500 |
| 墺 太 利 | 332 | 430 | 474 | 550 | (註) 本年度最後の數月は見積高に依る) | | | | |
| 西 班 牙 | 488 | 500 | 578 | 600 | | | | | |

上表に依て見るに銑鐵及粗鋼共約半額は米國に於て生産せられ、其他の諸國に就ては獨逸を第一とし、佛蘭西之に次ぎ、英國は彼の石炭坑夫總同盟罷業の爲、1926年に於ては其生産額例年の約1/2に減じたるも、本年は粗鋼の產額は佛國以上に達せり。前記の外其の產額100萬噸を超ゆるもののは、白耳義、露西亞、ルクセンブルグ、致須國及ザール地域(粗鋼に於ては本邦をも含む)なるが、翻て我國本年の生産額を見るに銑鐵は世界產額の約8%、粗鋼は世界產額の約13%、を以て、世界中何れも第12位に在り。

ミナス州鐵鑛業狀況 (製鐵會社との契約全文) (10月25日附在リベロンント、帝國總領事館分館主任古關富彌氏報告、海外商報2月12日) 伯國ミナス州に於ける鐵鑛埋藏高の豊富なる事は周知の事實なる處、由來同州に於ては製鐵業の内發的殷盛を期待し1919年竝1920年の法令に依り、輸出鑛に對し噸3ミルレイスの高率を課し暗に鑛石輸出を阻止し來れる嫌なしとせずされば1908年斯界の權威米人ライト教授同州を隈なく踏査し之を本國に輸入せんと計りしも殆ど禁止的輸出稅に束せられ採算上目的を達せず當時炯眼の士も浩嘆したる事實あり而して熔鑛作業の如きも燃料の不足と薪炭の高價又は產地の不便等に依り當局者が期待せる發達を裏切りたる現状を看破し現州統領アントニオ・カルロス氏は舊套を脱して斯業開發の爲め1927年5月21日勅令を以てミナス、ジ

エライス製鐵會社に一大特典を譲與し、鐵鑛輸出を簡易ならしむる爲、特に噸 300 「レイス」の輸出稅を課し、輸出鑛の 5% を以て年產 15 萬噸の鐵類を產出せしむる一大鐵工場をエスピリト、サント州に近き、即ちヴィクトリア港を輸出港と目せるリオドーセ附近に設立せしむる目的を以て、本月 25 日州政府は前記會社と正式に契約を締結したり。

前記會社契約全文を譯出すれば下の如し。

ミナス・ジエライス製鐵會社設立契約書全文

ミナス州法令 1919 年 9 月 23 日附 第 750 號並同 1920 年 9 月 22 日附 第 793 號條文規定の特典を、ミナスジ・エライス製鐵會社に賦與する目的を以て發令せられたる 1927 年 5 月 21 日附法令第 7646 號實施の爲、本年 6 月 25 日 首府ペロオリゾンテ市州政廳内に於て同會社と同州政府當局の締結せる契約全文なり。

第 1 項 特權會社の義務

ミナス・ジエライス製鐵會社はミナス州内に於けるドーセ河流域即州境とエスクーラ瀧間に於て、商工業上最便宜の地點を選び年額最少 15 萬噸の銑鐵又は鋼塊を產出すべき製鐵工場を設立するの義務を有す。

特權會社は其工場創設に當り、少くとも 1 日工程 500 噸の銑鐵を製出すべき鎔鑛爐を据付ける事。尙鎔鑛爐の產物たる銑鐵を鋼塊に精製し得べき複式工場には、1 日工程 600 噸混銑爐 1 基、15 噸ペツセメール式製鋼爐 2 基、同 100 噸オープハース式製鋼爐 1 基、若しくは商品又は特殊鋼を產出するに足る、25 噸電氣爐 1 基、ロール工場 711 積 (28 吋)型、粗、板機 1 基、1 日工程 200 乃至 1,000 噸 660 積型仕上機 1 基、同 100 乃至 200 噸最少 304 積型仕上機 1 基、1 日工程 50 乃至 100 噸 203 積型 2 重平板機 1 基、骸炭工場、1 日 1 基工程 13 噸爐 50 基連座コークス爐、

其他漸次擴張可能なる鍛冶場、製作場等又は隨時に鑛爐鑛溝より製出するセメント其他副產物利用工場の設立の義務を負ふ。但し總ての機械器具及附屬品一切は最新式にして且完全なることを要す。

第 2 項 特權會社の製產品

特權會社たるミナスジエライス製鐵會社は其工場に於て次記種類の鐵製品を製作すべき義務を有す。

重量 40 kg 迄の軌條、其接合物及附屬品建築又は架橋其他用鐵又は鋼鐵工具品、コンクリート用鐵筋、IE 又は T 型其他の梁鐵、角、丸、Z 狀棒、角、丸、半丸條鐵其他、鐵條網原料、柵鐵、繩鐵、板金、隅柵、兵器、造船用特殊鋼鐵板、電信、電話鐵柱鐵籬農耕具部分品、其他簡易部分品等、上述の鐵製品は義務數量以上を生産し、内國市場に供給するのみならず、外國の註文にも備ふるものとす。

第 3 項 職工町建設

特權會社は其社員、職工、職員、監理人等の爲、最新式且衛生的なる職工住宅を建設することを要

す。之が設計に關しては豫め政府の認可を受け、之が上下水道の設備、電燈、警察常備の刑務所、小學校及患者 100 人收容の病院等を並設するの義務を負ふ。

第4項 生産品販賣上の選擇權

特權會社は其如何なる生産品に付ても、販賣上先づ州政府に對し買上の選擇權を與ふべし。之が評價は生産品に課せらるべき通關稅、船積港の諸手數料、運賃其他本契約に抵觸せざる追加諸掛等を加算したる外國市價を標準とし公定す。

第5項 輸出稅の減價

ミナス・ジエライス製鐵會社は、爾後 30 幹年間同會社所屬地より發掘する鐵礦の輸出稅として、1 噸 300 「レイス」に減稅せらる。但し以上は輸出量の 5 % に相當する鐵礦を處理する場合に限る。而して 1919 年 9 月 23 日州法令第 750 號第 1 條 規定の稅率に適用せらるべきものは、總て本項規定に係る特權會社支拂額たる 300 「レイス」に自然又は比準的に減課せらるべし。尙礦石の輸出は製鐵所の設立又は操業の開始後に非ざれば之を許さず。然れば其 30 幹年の期限は營業開始を以て始まるものとす。

第6項 特權會社の特典

特權會社ミナス・ジエライス製鐵會社は次記の特典を享有す。

(a) 現在又は將來に於て當該特權工業に附帶すべき凡ゆる州稅の免除。

尙特權會社に於て將來、1920 年 9 月 23 日發令第 793 號 第 3 條又は同補款に基き、鐵及鋼鐵的最大生産を完成する爲、其必要所屬地を新に獲得するに至る中、之に附帶すべき州稅に對しても亦同じ。

(b) 工場の操業期間内、州政府に於て必要と認めたる場合、本州政府所屬水力の無償讓與。

(c) 政府は製鐵工場及其擴張事業又は職工住宅町に關する財產及之に附屬する凡ゆる建物、即衛生設備、上下水道、電燈又は同様に水閘、水管、水力發電所、電導線其他本契約規定の諸工事等に付必要と認めたるときは、公共使用の爲、其財產の所有權を拋棄するか又は之を讓渡する權等を特權會社に賦與す

附記 州稅免除に關しては、製鐵工場に關係なき凡ゆる商業又は直接同工場に關係なき其他の職業又は之に關與する個人に適用せらるべきものは之を除外す。

第7項 所有權の拋棄又は讓與權

特權會社ミナスジエライス製鐵會社が、其所有權の拋棄又は讓與權を行使せんとする場合は、其案件を當農務省に提出し、其認定を受くべし。政府は以上案件が本契約第 6 項に該當すべきや否やを検分し、支障なき場合は、其提出の日より起算し 60 日間に審議すべきものとす。但し同期間内に審議未了のときは、本案件は政府之を認可し有効と看做さる。

第8項 官有地の拂下

1921年9月22日發法令第808號規定條項に基き、ミナス・ジエライス製鐵會社は、政府の裁量に依り必要と認めたる官有地の無代讓與を受くべし。

第9項 法令、勅令、細則

特權會社は本契約に違反又は抵觸せざる凡ゆる法令又は細則に拘束せらるゝものとす。

第10項 監督權

州政府は本契約執行上、其任意の人選又は任命に係る官吏を以て之を監督せしむ。

監督權は廣義にして農務省令に依り規定せらるべし。特權會社は其監査費として最初の5箇年間は年額30「コントス」、次の5箇年間は年額45「コントス」、及本契約第24項規約に對し會社實行期限前30日より起算したる本契約終了迄は、年額60「コントス」を州大藏省に積立つるものとす。

以上支拂はミナス州又はリオデジヤネイロ州主稅局或は當州首府大藏省へ納入すべし。關係者は納入官廳より各半期分前納通知書を受取り、之を半期算入日より30日以内に農務省に提示して其の支拂證を受く。之に反則する場合は本契約第14項規約の罰金に處す。

第11項 擔保

特權會社たるミナス・ジエライス製鐵會社は、其起工30日前に於て、本契約の完全なる履行を爲す爲、保證金として現金又は當洲或は聯邦債券を以て伯貨200「コントス」也を當大藏省に供托すべし。

特權會社は農務省の要求ありたる場合は、其擔保物件たる證券處分上、政府に對し自由行使の全委任權を讓與し、會社の負擔となるべき債務を顧補せしむべし。

本契約期限終了に當り、特權會社に於て本契約の諸義務を果したる場合は、當該擔保額は會社へ拂戻さる。若し之に反したるときは、政府は其の全部又は一部を押收し、特權會社義務不履行の程度に應じ、清算又は差引支拂に充當せしむ。

第12項 規約率外の鑛石輸出稅

特權會社ミナス・ジエライス製鐵會社は、現契約以前規定の鐵鑛輸出稅と、本契約の製鐵率との差額を、現金又は便宜に依り當州又は聯邦證券を以て州大藏省に納入する義務を負ふ。但し會社に於て隨時鑛石金量に對する輸出量の5分相當量を製鐵したることを證左するときは、當該納入金額は直に拂戻さるものとす。同様に會社が如何なる年度に於ても、處理鑛量に對する規定率よりも、渺き鑛石を輸出したるときは、會社は次年度に於て前記割引稅を支拂ひ、其差額量を輸出し得べし。

第13項 輸出完率の支拂

製鐵工場の生産量が本契約最少限度15萬噸に達せざるときは、不可抗力の場合を除き、當該年度に於て輸出したる鐵鑛に及ぼさるべき輸出完率の支拂を爲すべき義務を負ふ。

第14項 罰金

本契約の如何なる條項に對しても、之に違反したる場合は、ミナス・ジエライス製鐵會社は、政府の裁決に依り500「ミル」以上10「コントス」の罰金に課せらるべし。但本契約第14項に特別規定

せられたる事項に關しては、其措置に害せらることなし。

第15項 権限

農務長官は契約に對する違反又は再犯の場合、之に罰金を課する權限を有す。會社若し 30 日以内に之が罰金を支拂ふときは、州統領に對し上告することを得。然るに指令の日より起算する本期限内に之が支拂に應ぜざるときは、支拂額は擔保額より差引かれ、同時に上告權を失ふものとす。會社は次の 30 日間に於て、差引額を擔保額に資補するを要す。更に之に應ぜざる場合は新に罰金を追徵せらるべし。本項に於て豫知せらるゝ無效の罰則は、農務長官の申告に基き、州統領の職權たる勅令發布に依りてのみ行はる。此罰則には行政上の上告を許さず。罰金の徵收には、違反者が辯解し得べき手續を存置す。

第16項 契約期限

契約期限は製鐵所が營業開始の日より起算したる 30 箇年とす。

第17項 製鐵所の起工と落成期限

ミナス・ジエライス製鐵會社は、本契約調印の日より 24 箇月以内に製鐵所建築に着手し、同盟罷業の如き之を證左するに足る不可抗力の遲滯を除きては、起工後 60 箇月以内に之を竣工する義務を負ふ。

第18項 職工町建設設計書提出並工事の着手と落成に關する期限

ミナス・ジエライス製鐵會社は下記の事項を履行する義務を負ふ。*

- (イ) 會社は本契約調印の日より 24 箇月以内に、職工町建設の爲、其設計書を政府に提出すべし。政府若し提出後 60 日以内に之を修正せざるときは、政府の認可を経たるものと看做す。
- (ロ) 上設計書認可後 1 箇年以内に建設に着手すること。
- (ハ) 着手後 36 箇月以内に建設を終了すること。

第19項 契約の無効

本契約期限を超過し、而も州政府之が延期を許可せざるときは、不可抗力の場合を除き、ミナス・ジエライス製鐵會社は、延滞 1 箇月に對し 25 「コントス」の罰金に處せられ、尙延滞 12 箇月を超ゆる場合は、政府は單なる監理上の手續を以て、本契約の目的たる認可權無効の通告を發することを得。此場合會社は何等の抗告又は特別裁判に訴ふることを得ず。従つて會社は何等賠償請求の資格なし。

第20項 契約期限の延長

本契約期限後、政府は會社が本契約の諸項を忠實に履行したものと認めたる場合は、1920 年 9 月 22 日法令第 3 條補款に基き、更に 10 箇年を延期することを得。

第21項 商品搬出に必要なる鐵道

特權會社は商品の搬出又は工場に對する物資供給上、簡便なる必須鐵道を自費補給することを得。但し其設計は豫め政府の裁決を俟たざる可らず。

第22項 運輸の調整

ミナス・ジエライス製鐵會社は、其生産品又は副產物の原料品運搬の爲、締結すべき各鐵道の運輸調整に對しては、他工業運輸上の利益を侵害せざる様、常に之に關聯する諸條件を注視することを要す。故に會社は此種の契約を締結したる場合は、直に政府に通告するの義務を有す。

第23項 ミナス・ジエライス製鐵會社が、豫め政府の確認を経ずして本契約を譲渡し、又は權利を移讓し、若しくは凡ゆる方法に依つて、之を他に譲與するときは行政上單なる形式に依つて、直に無効を宣せられ何等の上告又は特別裁判に關係なく、又は賠償の責に任せず、明白に之が譲與を禁示するものなり。

第24項 製鐵工場設計書提出期限 ミナス・ジエライス 製鐵會社は、本契約公布後 18箇月以内に、製鐵工場設計書を州政府に提出するの義務を有す。政府は該設計書が本契約第1項に該當し、且安全と衛生の諸條件を具備すべきや否やを検定すべし。若し農務省に於て以上の提出後 60 日以内に本件に關し發言せざる場合は其設計は認可せられたるものと推定せらる。

第25項 特權會社の優先權 他會社が本契約に於て賦課せられたる鑛石輸出稅よりも低廉なる稅率或は其他のより大なる又は同等なる負擔に依つて償ふに足らざる均一利益を享有する場合はミナス鐵製會社は直に前記の稅率又は他の凡ゆる種類の利益をも享有するものとし尙他會社の稅率又は利益の存續期間中は其下位に置かる事なかるべし。

第26項 内國技師及職工 特權會社ミナス製鐵會社は不可能なる場合を除き其工場使用職工數の5割及同技師の2割5分は内國人を使用するの義務を有す。

第27項 管區裁判所 當事者相互間に生ずべき凡ゆる訴訟又は執行手續は 1919 年 10 月 27 日付法令第 757 號第 8 條規定に依り當ミナス・ジエライス州首府裁判に所屬せしむ。

第28項 仲裁裁判 本契約各項の解釋上、州政府と會社に於て異議生ずる場合は當事者は各 2 名の第3者を互選して之が仲裁裁判を指定せしむ。

第29項 認可手續上の印紙稅 本契約を有効ならしむる爲、之が契約保證額を 500 コントに公定す。

而して當事者は相互に正當なる契約を締結したる事を認め茲に本契約書を作製し之を當事者相互間又は立會證人間に讀了し、先づ商工局長 ベネジット・デヨゼードスサントス之に記名し以下關係者署名す。

1927 年 6 月 25 日 ベロオリゾンテ市 農務長官 ジャルマ・ピネイロ・シヤガス

製鐵會社長 ジョナタス・ヌーネス・ペレイラ

證人 ネセツシオ・タグレス

同 マーリオ・リベイロ・ペレイラ

之に貼用したる聯邦印紙代 1 コント也、更に新舊附加稅及遞信稅 4 コントス 444 ミル支拂濟 (1927 年 7 月 1 日發行ウジョルナル紙に據る)

ミナス州満俺鑛輸出稅收入狀況 (10月25日附在リベロンプレト・帝國總領事館分館主任古
關富彌氏報告。海外商報2月12日) 1927年7月ミナス州統領の議會報告書中満俺鑛に關する教
書の抄譯次の如し。

ミナス州政府は 今般州政府の利益及満俺鑛輸出業者の利益も調和するの目的を以て之が輸出を規
律せる勅令第7647號を公布し本年7月1日以降實施する事となれり。

満俺鑛に關する法令は多々あるも皆不備の點を有しそうが適用に際しては鑛石の分類、其溫度、徵稅
鑛石表、料金並保證金等諸種の點に關し常に不平の聲を聞き、幾多修正說の提倡せられたるに鑑み政
府は既に施行中なる勅令第7272號の條款中或部分の修正を實行するに至れり。

鑛石の分類は鑛質に準據して爲さるゝを以て若し禁制品質の限價格を下落すべきを以て慎重なる考
慮を加へたり。然るに最優良品は市場に於て其販路を確保するが爲、勢ひ等級別の低下するに於て
は、益々市場より排斥せらるゝに至りたるを以て、彼の不平と批難の發頭人たる仲裁鑑定人の哀訴も
何等權威なく、遂に動かす可らざる批判に屈伏するに至れり。

徵稅の點に付ては輸出業者は從來自然狀態に於ける鑛物、即濕氣其他の混合物を含有せる全重量に
相當する驚くべき高率の課稅を支拂ひ來れり。斯く不當なる重量に對して長く納稅することを避くる
爲、即鑛石の重量を出來得る丈減する爲に、中等品の鑛石の見本を分析し、同時に鑛石の溫度及鑛質
を精査したる後納稅することに決定せり。

而して該鑛物稅の徵收はリオ輸出検査所に於て行はるゝことなり。此は州政府に取りては其財
源上多大の減少を見たものと云はざる可らず。

満俺鑛の各等級表は、鑛質に依り漸次公定價格を設定し、外務省を經て入手する紐育月報に照し、
各消費市場の相場に基き、毎月25日迄に大藏省に於て作成せらるゝことなりたり。而して公定價
格より海陸兩路運賃の概算及廻數より英國式噸數に變更する結果に依る損失5分を控除す。

斯くの如くして輸出業者の利益は州政府の夫れと調和し、政府は来る1月1日より從來思惑の種な
りし輸出料金及輸出業者の鑛物輸出稅支拂に對する保證金を廢止すべき新規則を設け、以て着々之が
改善に備ふる所あり。

然れば前述の如く満俺鑛輸出業者側の歎訴及疑問の根源は除去され、廳て施行せらるべき諸種の法
令に依りて、同業者の信用は確保され、保證金の廢止に依りては之を他の新企業の開設或は是等事業
に對する材料の購入に充當するに充分にして、新企業生活に入るの便を得るや大なりと云ふべし。

最近數年間に於ける同州満俺鑛輸出稅徵收狀況を示せば次の如し。

| 年 | 金額 | 噸數 | 年 | 金額 | 噸數 | 年 | 金額 | 噸數 |
|----------------|---------------|-----|----------------|---------------|---------|----------------|---------------|---------|
| (コント)(ミル)(レイス) | | | (コント)(ミル)(レイス) | | | (コント)(ミル)(レイス) | | |
| 1924 | 1,707,535,000 | 不詳噸 | 1925 | 2,734,444,184 | 307,286 | 1926 | 2,083,046,750 | 273,500 |

以上の如く昨年は燃料缺乏に依る鐵道運輸の障害と、輸入國各市場に於ける相場の下落に依り、約
651「コント」397「ミル」434「レイス」の減少を見たり。(佐藤書記譯)

支那鑄需給狀況 (1月13日附在支・帝國大使館商務參事官代理加藤日吉報告)(海外商報2月19日)

支那に於ける鑄の需給狀況 支那には古來より鋸目立用の鑄の製造に從事するもの相當あり、又最近外國製古鑄を輸入し、之に目を切り販賣せるものありと雖、僅に中目程度のものを生産する位で、細目は未だ出來ざるものゝ如く、又洋鑄の如き精巧なるものは鍛練方法不完備の爲、製造すること能はず、之を海外に仰ぎつゝあり。

而して洋鑄の支那に輸入されたるは徵すべき統計なく、詳ならざれども當業者の言を綜合するに、今から約40年前の事に屬し、英國オスボン製品を以て嚆矢とするが、爾來支那に於ける機械工業の發達と共に其數を増加しつゝあり。最近4箇年間支那主要港輸入下の如し。

○最近3箇年間外國鑄支那輸入統計 (單位數量打、價格海關兩)

| 國 別 | 1924年 | | 1925年 | | 1926年 | |
|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 數 量 | 價 格 | 數 量 | 價 格 | 數 量 | 價 格 |
| 香 港 | 5,916 | 12,165 | 6,437 | 14,530 | 11,066 | 26,913 |
| 安 南 | 963 | 2,882 | 1,847 | 5,953 | 1,435 | 4,232 |
| 英 國 | 26,541 | 80,729 | 40,247 | 134,466 | 30,894 | 109,079 |
| 獨 逸 | 9,145 | 16,591 | 11,021 | 15,470 | 12,413 | 18,901 |
| 和 蘭 | 1,178 | 2,650 | — | — | 106 | 1,067 |
| 白 國 | 293 | 2,842 | 24 | 100 | 512 | 1,139 |
| 佛 國 | 1,536 | 3,188 | 748 | 1,594 | 3,335 | 8,149 |
| 日 本 | 4,305 | 16,309 | 15,945 | 33,300 | 25,698 | 61,469 |
| 米 國 | 19,911 | 41,795 | 31,349 | 60,065 | 50,444 | 107,019 |
| 其 他 | 51 | 93 | 41 | 131 | 447 | 1,107 |
| 總 輸 入 | 69,839 | 179,244 | 107,659 | 265,609 | 136,350 | 339,075 |
| 再 輸 出 | 232 | 586 | 194 | 319 | 619 | 2,712 |
| 純 輸 入 | 69,607 | 178,658 | 107,465 | 265,290 | 135,731 | 336,363 |

○最近3箇年間支那主要港輸入統計

| | | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 安 東 | — | — | 648 | 1,330 | 1,004 | 1,850 |
| 大 連 | 16,253 | 43,108 | 31,610 | 63,282 | 46,362 | 86,506 |
| 牛 莊 | 4,669 | 15,832 | 3,630 | 11,924 | 3,103 | 11,754 |
| 天 津 | 20,631 | 69,668 | 6,849 | 32,608 | 18,413 | 63,426 |
| 青 島 | — | — | 1,323 | 5,561 | 3,931 | 9,632 |
| 重 慶 | — | — | 409 | 1,164 | 885 | 2,327 |
| 長 沙 | 582 | 1,785 | 979 | 2,561 | 790 | 2,123 |
| 漢 口 | 4,841 | 16,731 | 10,748 | 32,229 | 5,520 | 18,700 |
| 上 海 | 15,272 | 40,736 | 43,603 | 115,294 | 38,037 | 91,952 |
| 福 州 | 166 | 549 | 800 | 2,968 | 875 | 2,829 |
| 油 頭 | 328 | 964 | 323 | 1,033 | 1,222 | 2,946 |
| 廣 東 | 1,717 | 3,010 | 1,359 | 2,716 | 7,114 | 16,444 |
| 悟 州 | 1,234 | 2,001 | 671 | 1,756 | 1,048 | 1,949 |
| 蒙 自 | 1,464 | 4,263 | 3,280 | 9,478 | 3,325 | 11,078 |

○支那主要港移輸入鑄内譯表

| 港名 | 外國より輸入 | 支那各國より移入 | 外國へ再輸出 | 支那各港へ再移出 | 純輸入量 | 價格 |
|----|--------|----------|--------|----------|--------|--------|
| 上海 | 61,130 | 1,864 | 55 | 24,902 | 38,037 | 91,952 |
| 漢口 | 3,749 | 4,199 | — | 2,428 | 5,520 | 18,700 |
| 天津 | 13,086 | 5,603 | 50 | 226 | 18,413 | 63,423 |
| 大連 | 41,245 | 5,652 | 496 | 39 | 46,362 | 86,506 |
| 廣東 | 6,875 | 239 | — | — | 7,114 | 16,444 |

上海に於ける鑄輸移出入狀況 以上は上海全土並支那主要各港輸入を示したるが、就中船便或は金融關係等には其移輸出入最多き上海港に付大概を示さん。

○上海に於ける最近3箇年間鑄輸入統計 (単位數量打 價格海關兩)

| 國別 | 1925年 | | 1926年 | | 1927年 自1月至9月 數量 |
|----|---------|---------|--------|---------|-----------------------|
| | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 | |
| 香港 | 361 | 1,327 | 816 | 976 | — |
| 英國 | 36,916 | 124,652 | 28,743 | 103,809 | 29,423 |
| 獨逸 | 5,490 | 5,744 | 5,757 | 7,450 | 3,215 |
| 白國 | — | — | — | — | 500 |
| 佛國 | 548 | 1,138 | 2,546 | 6,684 | 636 |
| 和蘭 | — | — | — | — | 800 |
| 日本 | 8 | 11 | 847 | 2,926 | 3,187 |
| 米國 | 214,944 | 40,722 | 22,421 | 46,487 | 9,812 |
| 其他 | 28 | 72 | — | — | — |

○最近5箇年間上海港鑄移輸出計 (単位打)

| 仕向地別 年次 | 1923年 | | | | |
|------------|-------|----------------|-------|-------|----------|
| | 1923年 | 1924年 | 1925年 | 1926年 | 1927年9月迄 |
| 大連 | 595 | 44 | 1,142 | 3,504 | 2,323 |
| 天津 | 4,906 | {△91 3,899} | 1,919 | 2,749 | 2,976 |
| 芝罘 | — | 122 | 79 | 44 | 595 |
| 牛莊 | 514 | 1,419 | 1,320 | 3,141 | 3,452 |
| 青島 | 449 | 84 | 107 | 356 | 138 |
| 南京 | 93 | 123 | — | — | — |
| 九江 | 5 | 30 | — | — | — |
| 漢口 | 1,441 | 1,220 | 1,119 | 2,250 | 96 |
| 長沙 | 79 | 355 | — | 210 | — |
| 宜昌 | 325 | 826 | 56 | 56 | — |
| 重慶 | 108 | — | 118 | 35 | 222 |
| 寧波 | △11 | {△14 33} | 60 | 176 | — |
| 福州 | — | △60 | 578 | 353 | 472 |
| 廈門 | — | — | 166 | 33 | — |
| 廣州 | — | — | — | 239 | — |
| 上海 | — | — | — | 158 | — |
| 蘇州 | — | — | — | 411 | — |

(因に△印は古鑄の輸入表なり)

尙更に支那主要港に於て使用さるゝ長さの長短下の如し。

○支那主要港に於ける 1926 年鑄の長短純移輸入統計 (単位打)

| 港名 | 長さ 4 時 を超えるもの | 長さ 4 時以 上 9 時を超 えるもの | 長さ 9 時以 上 14 時を超 えるもの | 長さ 14 時 以上のもの | 其 他 |
|----|------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------|-------|
| 上海 | 8,253 | 22,798 | 6,123 | 858 | — |
| 大連 | — | 37,742 | 5,250 | 372 | 2,998 |
| 天津 | 4,329 | 8,066 | 4,857 | 1,161 | — |
| 漢口 | 234 | 2,440 | 2,551 | 295 | — |
| 廣東 | 2,684 | 3,778 | 652 | — | — |

上海市場に於ける鑄 上上海市場に於て需要さるゝ鑄には種々ありと雖、就中最優良品として一般に推賞され、且極て勢力を有するものは英國品にして永年當市場を獨占し來りしが、最近に於ても前示せるが如く依然他國品を壓し、優位の地歩を占め居れり。

而して英國品中最老牌子(古商標)として優勢なるは、サミュルオスボン會社製品にして、當業者間に絶對的信用を博しつゝあり。之に亞ぎて相當勢力を有するものは米國品獨逸品にして、就中殊に最近注目に價するは米國品にして、1昨年來の排英熱に乗じて自覺き活躍をなし、如上オスボンの販路を蠶食しつゝあり。

今上海に於ける主なるものと勢力あるものゝ順序下の如し。

| | | | |
|-------------------|-----|------------------------|-----|
| オスボン (Osbone) | 英 國 | シーオーオバーグ (C. O. Oberg) | 英 國 |
| ニコルソン (Nichorson) | 米 國 | ゴレボ (Golebo) | 米 國 |
| ストスバーグ (Stosberg) | 獨 逸 | 細 井 | 日 本 |
| アーケド (Arcade) | 米 國 | | |

而して日本品の輸入は 1925 年迄は殆どなかりしが、1926 年末頃より市場に發見せらるゝに至れり。

上海市場に於ける本邦製鑄 前掲の如く上海否支那に於ける鑄の需要は、逐年増加の趨勢にあるに鑑み、上海に於ける邦商五金取扱者により本邦品の輸入引合を屢々試み、取引開始の機運を促進したるも、常に値段其他取引條件等にて意見纏らず、曾て取引の成立を見ざりしものゝ如し。

尤も本邦同業者に於ても國內に於ける同工業が早晚行詰るべき現状にあるに鑑み、新販路を當地に開拓すべく、大阪東洋鑄製會社及東京細井鑄製所等率先して、夙に當市場進出計畫せられたりと雖、其地盤を獲得する迄には犠牲過重なるを顧慮し、遂に放任の状態にありたるが、後者は昨年來非常なる決心を以て其實現に努力することとなりたるが、漸次發展の認めらるゝものあるが如し。今其活躍振の一端下の如し。

細井鑄製所 支那名細井銼刀工廠 上上海市場進出 大正 15 年春同所代表者及技師等 3 人にて來滬當地に於ける市況、商品等を詳細に審査したるが、其結果自家製品の當市場進出に充分なる成算を得、當地邦人五金商隆記洋行と特約を結びて 3 月 200 打、4 月 100 打同所製品を始めて當市場に搬出

せり。然る處一般當地支那商の脳裏に鏟等の日本製は劣等にして、全然見込なしと云はれ、即ち頑固なる先入主に支配せられ居り、同製品のマークは藤寶冠にして一見日本製としての特質を露はせる故大口消費者に夫々見本を提出し、試用を乞ひたりと雖、一顧だもせざる有様にて、先づ第1回の貨物は失敗に歸したり。

此實狀に鑑み 同所に於ては更に 支那向として、特に品質にも改良を加へ、薄手のニコルソン型とし、商標もオスボン式に擬へ、他方支那人向ポスター、カレンダー等をも具備して、大に宣傳に努めたるを以て、稍々其效果顯はれ、最近に於ては多少其の真價を認めらるゝに至れり。

從て其供給數量も亦漸次增加の傾向あり。

上海市場に於ける鏟の種類 種類は本邦内に於て専ら需要に供せらるゝ鏟に準じて之を二大別せば、鋸鏟と機械鏟とす。尤も鋸鏟は上海地方に於ける極めて少數の在留邦人の大工によりて僅に使用せらるゝ位にて、他方面に對しては全然需要なきなり。從て其消費數量たるや甚だ微々たるものにして、殆ど敍述の要なき程度なり。(支那人大工の鋸用としては、機械鏟にして4吋乃至5吋3角鏟のみなり)

而して機械鏟は其形狀大きさ及齒の目の細粗によりて區別せられ、其種類甚だ多しと雖、當地方に需要せらるゝ主なる種類は、本邦内に於けるものと大體に於て差異なし。即ち粗目、中目2番目、細目油目等にして就中油目の需要數量極めて少し。又此外齒列にて片目、兩目と種別せらるゝが、當地方に輸入せらるゝものは殆ど兩目なり。

用途 一般に各種機械工場用に供せらるゝものにして、其用途は金物の表面を刮去り、及平滑にする爲使用せらるゝものにして、當地方に於ける最大なる消費者は江南機器廠(兵器廠)なり。

取引慣習 上海に於ける支商は殆ど全部在留外商を通じ、貨物の輸入を爲しつゝあるが、在留外商と雖種類多き本品を、各種相當在庫とすることは甚だ不利益なるを以て、何れも豊富なる在庫を有するものなく、從て賣買契約は主に先物取引に因るもの多きが如し。

先物取引 上海兩を建値とし、倉庫渡値段を以て普通契約せらる。

荷渡は着荷後直に通知書を購買者に先付し、購買者は通常一覽後5日拂の莊票(小切手)を持參して、引換に指定倉庫發表の荷物引渡證を受取荷渡するものとす。

現物取引 面談成立せば代金決済は貨物受渡と同時に、現金支拂を以て一般の原則とするも7日乃至15日拂の莊票を用ひらるゝこと多し。

小賣 小賣は月末勘定を以て普通とす。

因に鏟輸入稅率は

| | |
|------------------------|--------------|
| (1) 鏟面の長4吋を超へざるもの | 每打 0.091 海關兩 |
| (2) 鏟面の長4吋を超へ九吋を超へざるもの | 同 0.140 |
| (3) 鏟面9吋を超へ 14吋を超へざるもの | 同 0.280 |
| (4) 鏟面の長 14吋を超へざるもの | 同 0.620 |

市價 前述の如く上海市場は永年オスボン社により最優越なる地位を獨占せられつゝある、結果當地市價は該品を以て基準とせらるゝ慣習なり、即ち各種品は該品の定價表によるものにして、英價志着上海兩換算率の高低を以て、凡ての相場は定められ居れり。

例へば細井鑄は兩の1匁6分と稱せらるゝときはオスボン定價表により1志を上海兩の1匁6分の割合にて換算するものなり。

而して上海に於ては上海兩を以て取引せらるゝを原則となす、オスボン定價表下の如し。

| | 4'' | 5'' | 6'' | 7'' | 8'' | 10'' | 12'' | 14'' | 16'' | 18'' | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|---|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|
| | s. | d. | s. | d. | s. | d. | s. | d. | s. | d. | | | | | | | | | | | |
| 平角丸 | 荒 | 7 | 0 | 8 | 0 | 9 | 0 | 10 | 0 | 12 | 0 | 16 | 0 | 21 | 6 | 30 | 0 | 43 | 0 | 60 | 0 |
| | 中 | 8 | 3 | 9 | 9 | 11 | 3 | 12 | 9 | 14 | 9 | 19 | 0 | 24 | 0 | 33 | 0 | 47 | 0 | 60 | 0 |
| | 小 | 9 | 6 | 11 | 0 | 12 | 6 | 14 | 0 | 16 | 6 | 21 | 6 | 26 | 6 | 36 | 0 | 52 | 0 | 74 | 0 |
| 三角半丸 梯字形 | 荒 | 8 | 6 | 10 | 6 | 12 | 6 | 14 | 6 | 16 | 6 | 20 | 6 | 26 | 0 | 36 | 0 | 50 | 0 | 68 | 6 |
| | 中 | 9 | 9 | 11 | 9 | 13 | 9 | 16 | 3 | 18 | 9 | 23 | 9 | 28 | 9 | 39 | 0 | 55 | 0 | 75 | 0 |
| | 小 | 11 | 6 | 13 | 6 | 15 | 6 | 17 | 9 | 20 | 3 | 25 | 6 | 31 | 6 | 42 | 0 | 63 | 0 | 84 | 0 |

▲卸値段

| | |
|----------|--------|
| オスボン製 | 28 上海兩 |
| 他の英國及米國品 | 22-24 |
| 獨逸品 | 17 |

細井製

16

▲小賣值段

0·10

即ち1時10仙のものならば4時のものは40仙なり。

上海に於ける鑄取扱店 上海に於ける鑄は五金商によりて一般に取扱はれ居れり、取扱業者下の如し。

▲日商

| 社名 | 所在地 |
|------|---------|
| 藤柳洋行 | 文路2274號 |
| 隆記洋行 | 同 K 15號 |
| 丹後洋行 | 密勒路833號 |
| 金物屋 | 吳淞路181號 |

▲支商

| | | |
|------|------|-----------|
| 元昌 | 百老匯路 | 1113號 |
| 元泰申社 | 同 | 百福里 1070號 |

同興同

1114號

恰昌同

1115號

恰隆成記同

1099號

瑞大北蘇州路

585-587號

萬椿法界民國路

36號

萬源昌同

200號

瑞昌泰百老匯路

177號

瑞昌順同

49號

▲外商

美國五金公司

九江路2號

恰和洋行

黃浦灘路27號

慎昌洋行

圖明圓路47號

安利洋行

九江路6號

茂生洋行

廣東路3號

鷺立球鋼廠

博物院路8號

大恆洋行

愛多亞路25號

結論 要するに支那に於ける鑄界は從來英國オスボン品の獨斷場なりしも、大正14年來の排英に米國竝獨逸商人の活躍目覺く、大正15年度に於ては米國第一位、英國第二位、日本第三位、獨逸第四位となれり。尤も上海に於ける鑄界は依然として英國オスボン會社製の獨舞臺にして、建値の如きも前表にて示せるが如く、同品により建てられ、米國及獨逸品は遙かに其下位にあり。

而して本邦品に於ては殆ど其品位を認められず、依然其勢力薄弱なりと雖、大正15年舊臘如上東京細井鑄製造所が始めて上海に鑄を輸入、犠牲的値段にて賣出たる結果、昨今にては漸く其品質を認められ、所謂品質の良好なる割合に、値段が安いとの世評に人氣良く其販路は漸次開拓されつゝあるが、今少期間犠牲を繼續するに於ては、其聲價四圍に擴大、需要も相當増加するものと思考さる。

(上谷通譯生調査)